



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(六件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....一
-(都市整備局市街地整備部再開発課).....二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....二
-(都市整備局多摩建築指導事務所再開発第一課).....三
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....三
-(生活文化局都民生活部管理法人課).....三
- 開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所再開発第一課).....三
-(都市整備局多摩建築指導事務所再開発第一課).....三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件).....(産業労働局商工部地域産業振興課).....三

告示

●東京都告示第千九百九十号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 令和三年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 板橋区
 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
 三 測量の区域 板橋区蓮根二丁目地内
 四 測量の期間 令和三年六月十六日から同年十月十九日まで

●東京都告示第千九百九十一号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 令和三年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 世田谷区
 二 測量の種類 公共測量(修正測量)
 三 測量の区域 世田谷区地内
 四 測量の期間 令和三年七月一日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千九百九十二号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 令和三年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 新宿区

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び復旧測量(二級基準点))
 三 測量の区域 新宿区中落合三丁目地内
 四 測量の期間 令和三年七月一日から同年八月三十一日まで

●東京都告示第千九百九十三号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、文京区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 令和三年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 文京区
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 三 測量の区域 文京区春日二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小日向一丁目、小日向二丁目、小日向四丁目、西片二丁目、白山一丁目、白山二丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷七丁目及び湯島四丁目各地内
 四 測量の期間 令和三年五月三十一日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第千九百九十四号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 令和三年九月二十八日

令和三年九月二十八日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 西多摩郡檜原村南郷地内
- 四 測量の期間 令和三年七月五日から令和四年一月十八日まで

●東京都告示第千九百九十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 立川市錦町五丁目、錦町六丁目、国立市青柳一丁目、青柳二丁目、青柳三丁目、矢川三丁目及び谷保各地内
- 四 測量の期間 令和三年七月十三日から令和四年三月七日まで

●東京都告示第千九百九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 組合の名称 神田練堀町地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十七年六月二十三日から令和三年九月三十日まで
- 三 施行地区 千代田区神田練堀町及び神田松永町各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 千代田区神田佐久間町一丁目十四番 平成二十七年六月二十三日
- 五 変更の内容 事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日 令和三年九月二十八日

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年九月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会

二 代表者の氏名 多田 千尋

三 主たる事務所の所在地 新宿区四谷四丁目二十番一号

四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日 令和三年八月十三日

一 名称 特定非営利活動法人日本文化塾

二 代表者の氏名 鈴木 壽子

三 主たる事務所の所在地 世田谷区奥沢八丁目二十九番十四号

四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日 令和三年八月二十六日

一 名称 特定非営利活動法人バイオ未来キッズ

二 代表者の氏名 西山 徹

三 主たる事務所の所在地

中央区八丁堀二丁目三十番十六号 丸高八丁堀ビル三階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和三年八月三十日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市西町一丁目十六番五号 新宿区西新宿二丁目六番一

アグレ都市デザイン株式会社 代表取締役 大林 竜一

青梅市野上町一丁目百五十八番三、同番四及び百六十一番 青梅市野上町一丁目五十七番地の一 森田ヤス子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一)に到着するように提出してください。

令和三年九月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 SOCOLA用賀

二 店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目六番六号

三 設置者名 野村不動産株式会社

四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目二十六番二

五 変更前の店舗名 (仮称)上用賀プロジェクト

六 変更後の店舗名 SOCOLA用賀

七 変更前の店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目百一十一番二

八 変更後の店舗所在地 世田谷区上用賀六丁目六番六号

九 変更前の設置者の代表者名 宮嶋 誠一

十 変更後の設置者の代表者名 松尾 大作

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

十二 変更後の小売業者 株式会社紀ノ國屋ほか三名

者の氏名又は名称

十三 変更日 令和三年九月四日ほか

十四 届出日 令和三年九月八日

十五 縦覧場所

十六 縦覧期間

令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 多摩ニュータウン永山センター

二 店舗所在地 多摩市永山一丁目四番地

三 設置者名 新都市センター開発株式会社

四 設置者住所 多摩市鶴牧一丁目二十四番地一

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三十八名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三十七名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか五名

八 変更前の小売業者の住所 杉並区今川四丁目二十三番十五号

九 変更後の小売業者の住所 杉並区今川三丁目十五番十三号

十 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルペール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

(株式会社SK3)

二七(株式会社SK3)

杉並区今川三丁目十五番十三号

(株式会社SK3)

杉並区今川三丁目十五番十三号

杉並区今川三丁目十五番十三号

杉並区今川三丁目十五番十三号

杉並区今川三丁目十五番十三号

<p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p>	<p>(合同会社西友) ほか 大久保 恒夫 (合同会社西友) ほか</p>	<p>十一 届出日</p>	<p>令和三年九月九日</p>	<p>十三 届出日</p>	<p>令和三年九月九日</p>
<p>十二 変更日</p>	<p>令和三年五月二十日ほか 令和三年九月九日</p>	<p>十二 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十三 届出日</p>	<p>令和三年九月九日</p>	<p>十三 縦覧期間</p>	<p>令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧期間</p>	<p>令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十四 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十五 縦覧期間</p>	<p>令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名</p>	<p>リヴィンオズ大泉店</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>
<p>十六 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>二 店舗所在地</p>	<p>練馬区東大泉二丁目十番十一号 東映株式会社</p>	<p>十五 縦覧期間</p>	<p>令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>一 店舗名</p>	<p>国立せきやビル</p>	<p>三 設置者名</p>	<p>中央区銀座三丁目二番十七号 多田 憲之</p>	<p>十六 縦覧時間</p>	<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p>
<p>二 店舗所在地</p>	<p>国立市中一丁目九番地の三十三 株式会社せきや</p>	<p>四 設置者住所</p>	<p>手塚 治</p>	<p>一 店舗名</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子 町田東急ツインズ</p>
<p>三 設置者名</p>	<p>株式会社せきや</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名</p>	<p>合同会社西友</p>	<p>二 店舗所在地</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>四 設置者住所</p>	<p>国立市中一丁目九番地の三十三</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名</p>	<p>合同会社西友</p>	<p>三 設置者名</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>五 変更前の設置者の代表者名</p>	<p>関 喜一</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>合同会社西友</p>	<p>四 設置者住所</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>六 変更後の設置者の代表者名</p>	<p>関 毅</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>合同会社西友ほか十八名</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p>	<p>株式会社せきや ほか一名</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p>	<p>合同会社西友</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>八 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>関 喜一 (株式会社せきや) ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>リオネル・アルベルト・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>九 変更後の小売業者の代表者名</p>	<p>関 毅 (株式会社せきや) ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p>	<p>大久保 恒夫</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>町田東急ツインズ</p>
<p>十 変更日</p>	<p>令和三年六月二十四日ほか</p>	<p>十二 変更日</p>	<p>令和三年三月一日ほか</p>	<p>九 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>町田東急ツインズ</p>

二	店舗所在地	町田市原町田六丁目四番一号ほか
三	設置者名	株式会社東急百貨店ほか一名
四	設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 ほか
五	変更前の駐車場の 位置及び収容台数	店舗内ほか 五百七十四台
六	変更後の駐車場の 位置及び収容台数	店舗内ほか 四百七十六台
七	変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	八箇所 店舗内ほか
八	変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	五箇所 店舗内ほか
九	変更日	令和四年五月十日ほか
十	届出日	令和三年九月九日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）
十二	縦覧期間	令和三年九月二十八日から令和四 年一月二十八日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例（平成元 年東京都条例第十号）に定める休 日を除く。
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

